

新潟市告示第 247 号

福島潟自然文化基金寄附金収納事務の委託について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、福島潟自然文化基金寄附金の収納事務について、次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により、下記のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

新潟市長 中原 八一

記

1 収納事務受託者の名称及び主たる事務所の所在地

(共同事業体名)

福島潟推進グループ

(代表団体)

新潟市中央区東堀通一番町 494 番地 3

愛宕商事株式会社 代表取締役 高橋 克郎

(構成団体)

新潟市北区石動一丁目 15 番地 4

アイビス技建株式会社 代表取締役 善宝 知子

新潟市中央区神道寺 2 丁目 2 番 10 号

グリーン産業株式会社 代表取締役 荒川 義克

2 収納事務を行わせる歳入

福島潟自然文化基金寄附金

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和 6 年 4 月 1 日

4 収納事務を委託した日

令和 6 年 4 月 1 日

5 収納事務を行わせる期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで